

やいづ市は、

ママ・パパを



応援します！

子育て世帯

マイホーム取得応援事業

住まいる

最大

120

万円

※中心市街地活性化区域内の土地又は一般保留地の購入が必要です  
※子育て世帯とは、中学生以下の子どもがいる世帯又は夫婦ともに  
40歳以下の世帯です  
※その他の詳細条件があります



さらに充実！焼津市の子育てサポート事業

子育てコンシェルジュ

子育てサービスの利用や  
幼稚園・保育園の入所に関  
することなどの子育て  
相談の窓口です

子ども医療費助成制度

赤ちゃんから  
高校生までの  
医療費が無料です

子育て応援派遣事業

妊娠中又は、3歳未満の子  
どもをお持ちの方が家事・  
育児でお困りの時は、子  
育て応援隊(ヘルパー)が  
お手伝いします(有料)

事業担当窓口

子育て支援担当窓口

焼津市 住宅・公共建築課

焼津市 子育て支援課

TEL : 054-626-2163

TEL : 054-626-1137

# 子育て世帯マイホーム取得応援事業 (通称：住まいる 120)

## 基本条件

- ・中学生以下の子どもがいる世帯又は夫婦ともに40歳以下の世帯
- ・中心市街地活性化区域内の土地又は土地区画整理事業の一般保留地の購入
- ・対象の土地に新築住宅を購入し、10年以上定住すること
- ・土地の売買契約日：平成31年4月1日～令和3年3月31日
- ・住宅の売買契約日：平成31年4月1日～
- ・申請期間：平成31年4月1日～令和4年3月31日  
(書類提出は2月中旬までをお願いします)

※詳しい条件についてはお問い合わせください

## 転入加算条件

- ・子育て世帯全員が土地契約日以降に市内に転入  
※平成31年4月1日以降に焼津市から転出し、再び転入した者は対象外

## 補助額

	金額内訳			最高金額
	中心市街地	一般保留地	転入加算	
中心市街地	100万円	—	—	100万円
転入加算	100万円	—	20万円	120万円
一般保留地	—	保留地価格の1/10 (上限100万円)	—	100万円
転入加算	—	保留地価格の1/10 (上限100万円)	20万円	120万円

制度の詳細な条件については、下記の事業担当窓口にお問合せいただくか、焼津市ホームページから手引きをご覧ください。

☐インターネット [やいづ 住まいる 120](#) で検索又は表面の二次元コードを読み取りください。

事業担当窓口 焼津市 住宅・公共建築課 TEL：054-626-2163